

第 6099 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月10日月曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 納税手段の多様化

**Q**：税金の納付の手段が多様化するようですが、どのようになるのですか？

**A**：平成31年1月4日以降、次のような方法もできるようになります。

### 【解説】

税金の納付は、平成31年1月4日以降、次の方法によることもできるようになります。

#### ①QRコードを利用したコンビニ納付

自宅等において、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」及びコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、コンビニで納付するための「QRコード」(PDFファイル)を作成(印刷)することが可能になります。今後は、わざわざ税務署に出向いて納付書を手に入なくても、コンビニ納付が可能となります。ただし、コンビニ納付できる金額は、30万円までとなっています。

#### ②ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している人は、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をe-Taxに登録しておけば、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することが可能になります。納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することが可能になります。

なお、ダイレクト納付の利用をする場合には、e-Taxの利用開始届出書及びダイレクト納付の利用届出書の税務署への提出が必要です。

